

防災管理講習事業に関する政策評価

根拠法令	消防法施行令（昭和36年政令第37号） 第47条第1項第1号					評価実施 時期	令和2年12月												
事務・事業 の目的	<p>不特定多数の者が利用し、災害発生時には円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建物の管理について権原を有する者に対して、地震等の災害による被害を軽減するため、必要な知識及び技能を有する資格者の中から防災管理者を定め、防災管理業務を行わせることを義務付けている。</p> <p>この防災管理者となるためには、これらの建物において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる知識・能力等が必要であり、そのため一つの方法として防災管理講習を修了することが規定されている。</p>																		
事務・事業 の必要性等	<p>防災管理講習の実施に当たっては、必要な知識及び技能を習得させるため、その内容について一定以上の水準が確保されるとともに、適正かつ公正に行われなければならないこと、5年ごとに再受講が義務づけられているため継続的な講習事業の提供が求められることから、そのための体制を確保可能な第三者の登録講習機関が当該講習事業を担うことが必要である。</p> <p>また、地域によって受講者数にばらつきがあることなどにより、各消防機関が個別に講習を行うことが必ずしも合理的ではない場合があること、公費を投入することなく講習が行えていること等から、当該制度は効率的でもある。</p> <p>防災管理者は、大規模な建築物等において防災管理業務を行う責任者であるとともに、防火管理者が行う防火管理業務も担わなければならないこととされており、防災管理者の果たすべき役割は大きい。さらに、東日本大震災時に高層ビルにおいて多くの人的・物的被害が発生したこと等を踏まえ、平成24年の消防法改正により、新たに建物全体の防災管理業務を担う統括防災管理者の選任が義務付けられるなど、防災管理者の役割はより一層高まっている。このような状況において、防災管理講習（5年ごとに義務づけられている再講習を含む）の受講者数は、安定的に推移しており、防災管理者の安定的な確保に資していることから、当該制度は有効に機能している。</p> <p>○登録講習機関による講習受講者数の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>12,057人</td> <td>12,327人</td> <td>13,341人</td> <td>13,723人</td> <td>14,389人</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	受講者数	12,057人	12,327人	13,341人	13,723人	14,389人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度														
受講者数	12,057人	12,327人	13,341人	13,723人	14,389人														
評価の結果	<p>今後も、国民の生命、身体及び財産等を地震等の災害から守るためには、防災管理の維持・推進を図っていくことが重要であり、引き続き、登録講習機関において防災管理講習事業を実施していくことが必要である。</p>																		
学識経験を 有する者の 知見の活用	<p>一般財団法人日本防火・防災協会では、当該講習事業が適正かつ公正に実施されていることについて、毎年度、大学教授等の第三者を含めた理事会に諮り、承認を得ている。</p>																		

政策評価を
行う過程に
おいて使用
した資料そ
他の情報

一般財団法人日本防火・防災協会の事業報告・収支決算等
<http://www.n-bouka.or.jp/about/publication.html>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価